

## 浅口市職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので公表いたします。

### 記

1 被処分者

金光総合支所産業建設課 課長 藤原 武彦（ふじわら たけひこ） 55歳

2 処分の内容

懲戒免職

3 処分年月日

令和4年5月31日

4 処分の理由

被処分者は、公共工事の労務・資材等に関する単価表の情報を提供する有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、自己の職務に関する賄賂として商品券の供与を受けたことにより起訴される事態に至り、本市の市政執行及び職員全体に対する市民の信頼を著しく失墜させる結果となった。

よって、本事案は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行った。

5 管理監督者に対する処分

管理監督責任を問い、金光総合支所長を減給10分の1、1月とした。

6 その他

組織管理上の責任を問い、市長、副市長及び教育長の給料を10分の1減額、3月とする。

7 本件に係る市長コメント

本市職員の収賄事案に関しまして、本日付けで懲戒免職処分といたしました。

本市職員が収賄という事件を起こしたことは、法を守るべき立場にある公務員としてあるまじきことであり、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことに対しまして、改めて深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務規律の徹底と倫理観の向上を図るとともに、職場内点検を行い、再発防止策の検討を行っており、引き続き、市民の皆様への信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。